

# 作業環境測定のご案内

当協会 特殊健康診断をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
特殊健康診断を受診されている事業者様は、作業内容等により作業環境測定の実施も必要となりますので、ご案内資料を同封させていただきます。

以下に示す主な『**指定作業場**』は、**法令（有機溶剤中毒予防規則等）**により、作業環境測定士による作業環境測定を定期的（主に6か月ごと）に実施することが**義務**付けられています。

## 主な『指定作業場』

- ◆**有機溶剤**（第1種有機溶剤または第2種有機溶剤）を製造しまたは取扱う屋内作業場
- ◆**特定化学物質**（第1類物質または第2類物質）を製造しまたは取扱う屋内作業場
- ◆**鉱物性の粉じん**を著しく発散する屋内作業場（特定粉じん発生源からの粉じん）
- ◆一定の**鉛業務**を行う屋内作業場

詳しくは、同封別紙の（公社）日本作業環境測定協会パンフレット  
または当協会 環境検査部（担当：坂野、三野、南部、小間）まで、  
お気軽にお問い合わせください。

※この案内資料は、すでに作業環境測定を定期実施している事業者様にも同封させていただきます。また、重複して送付することがあります。予めご了承ください。



一般財団法人 石川県予防医学協会  
環境検査部 <http://www.yobouigaku.jp/>

〒920-0365 金沢市神野町東115番地

TEL (076) 269-2344

JFS-A/B 規格監査機関  
ISO 17025 認定試験所  
ISO 9001 認証取得  
ISO 27001 認証取得  
厚生労働大臣登録 食品検査機関  
作業環境測定機関